

本委員会の検討における広域防災拠点等の定義（案）

これまで、関係県市の地域防災計画等においても、救援物資の輸送、広域支援部隊の展開、医療活動、救助活動等の災害対策活動の拠点又は施設については様々な呼び方がなされており、「地域防災拠点」、「広域防災拠点」等の用語についても統一された定義はない。しかしながら、本委員会の検討を進めていく上で、委員全員の認識の統一を図っておくことが必要であることから、これらの用語について定義しておくこととする。

首都圏広域防災拠点整備構想と京阪神都市圏広域防災拠点整備構想では、広域防災拠点、基幹的広域防災拠点の定義を行った上で構想の記述をしている。

そこで、これらを参考に広域防災拠点、中核的な広域防災拠点等の定義を行うこととする。

定義（案）

○ 防災拠点

災害時における多様な災害対策活動の拠点又は施設。

○ 地域防災拠点

地方公共団体（県及び市町村）が自県内あるいは自市町村内における地域的な災害対策活動を展開するための防災拠点。

○ 広域防災拠点

県市単独では対応が困難な複数の県にまたがる広域あるいは甚大な被害に対して災害対策活動を展開するための施設であり、整備主体は国、県等が考えられる。国が整備したものは県境に関わらず機能し、県が整備したものについては、その県における対象地域全域に対して機能することを想定している。救援物資の広域輸送、備蓄、広域支援部隊のベースキャンプ、災害医療支援等、主としてヒトやモノの広域的な流れを扱う防災拠点。救援物資の中継・分配機能、広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能、海外からの支援物資・人員の受入れ機能、災害医療支援機能、物資等の備蓄機能の全て又は一部を有する。

○ 中核的な広域防災拠点

国の現地対策本部、被災縣市及び指定公共機関等の責任者からなる合同現地対策本部として、災害情報を集約・分析し、都府県境を越える被災地全体に関わる広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔として機能し、かつ、広域的な災害対策活動を効果的に展開するために必要な広域防災拠点の機能を併せ持つ。

参考1 首都圏広域防災拠点整備構想及び京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想における広域防災拠点等の定義

「防災拠点」は、広義には避難地・避難所から備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその予備施設等幅広い概念で捉えられている一方、狭義には本部施設や応急復旧活動の拠点（防災活動拠点）の意味で用いることが多い。

「広域防災拠点」もまた同様であり、市町村域を越えた広域行政圏において、あるいは都道府県域を越えた大都市圏等において応急復旧活動の展開拠点となる施設や、被災地内への救援物資の輸送の中継拠点となる施設等を一般的名称として呼んでおり、その役割、機能、整備主体等は様々である。

本構想においては、こうしたいわゆる広域防災拠点のうち、防災活動拠点として、国及び地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対する的確に応急復旧活動を展開するための施設を「基幹的広域防災拠点」ということとする。

「首都圏広域防災拠点整備構想」より

広域防災拠点は、救援物資の広域輸送、備蓄、広域支援部隊のベースキャンプ、災害医療支援等、主としてヒトやモノの広域的な流れを扱う拠点であり、イ 救援物資の中継・分配機能、ロ 広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能、ハ 海外からの支援物資・人員の受入れ機能、ニ 災害医療支援機能、ホ 物資等の備蓄機能、の全て又は一部を有する拠点である。また、平常時には、住民の憩いの場などとして有効に利活用されることが望ましい。

基幹的広域防災拠点は、国の現地対策本部、被災府県市の責任者及び指定公共機関等の責任者からなる合同現地対策本部として機能する。そこは、災害情報を集約・分析し、府県境を越える被災地全体に関わる広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔であり、かつ、広域的な災害対策活動を効果的に展開するため、必要な広域防災拠点の機能を併せ持つものである。

「京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想」より

参考２ 関係県市の地域防災計画における防災拠点の名称等

(1) 愛知県

名称	役 割	想定する災害規模
中核防災活動拠点	全県で中心となる活動拠点	全県に及ぶ災害、大都市の災害 大規模激甚な地震災害 大規模激甚な風水害等
航空防災活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	
臨海防災活動拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	
広域防災活動拠点	広域、全県的な活動拠点	広域の市町村に及ぶ災害 大規模な地震災害 大規模な風水害等
地域防災活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	複数の市町村に及ぶ災害 相当規模の林野災害 相当規模の風水害、土砂災害等
地区防災活動拠点	市町村内の活動拠点	市町村区域内 林野火災 局地的な土砂災害等

資料：「愛知県地域防災計画」より作成

(2) 三重県

名称	役 割
広域防災拠点	効果的に全県域をカバーできる拠点
防災上の拠点となる施設 (災害対策の中心となる国・県・市町村の庁舎、救援物資等の備蓄・集積拠点)	第1次 (ア) 県庁及び地方生活圏の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（県の出先総合庁舎） (イ) 県内の港湾のうち救援物資等の備蓄・集散上の最重要となる港湾とその管理の拠点（四日市港、運輸省四日市港湾工事事務所、四日市港管理組合） (ウ) 地方生活圏の中心都市（県民局所在地）の市庁舎
	第2次 (ア) 市町村内の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（市町村庁舎） (イ) 道路管理の拠点（建設省、日本道路公団の各事務所） (ウ) 救援物資等の備蓄・集散上の拠点（港湾・ヘリポート） (エ) 救援活動の拠点（陸上自衛隊駐屯地、第三次救急医療施設）
	第3次 (ア) 鉄道輸送の拠点（ＪＲ、近鉄の主要駅）

資料：「三重県地域防災計画」より作成

(3) 岐阜県

名称	役 割
広域防災活動拠点	地震発生時に地域の前線で災害応急活動を行う拠点 ・県災害対策本部の支部の設置 ・情報の収集、伝達 ・救援物資の集積配分 ・消火、救助隊の活動拠点
市町村防災活動拠点	市町村の災害応急活動の中核拠点
地域防災拠点	小中学校区ごとに1箇所程度
コミュニティ防災拠点	自治会等に1箇所程度
一時集積配分拠点施設	震災時に緊急物資を迅速に避難所まで届けるための集積配分場所

資料：「岐阜県地域防災計画」より作成

(4) 静岡県

名称	役 割
緊急物資集積所	緊急物資の一次集結 既存施設のうち、立地、広さ、設備等を勘案して指定（公園、体育館・グラウンド、自衛隊基地、庁舎等を指定）
緊急消防援助隊の一次集結地	緊急消防援助隊の一次集結 県内7箇所（公園、グラウンド等を指定）

資料：「静岡県地域防災計画」より作成

(5) 名古屋市

名称	役 割
防災活動中核拠点	市の防災活動の中核拠点（市役所） （必要に応じて現地本部を港防災センター等に設置）
広域防災拠点	(1) 応援隊集結(活動)拠点 消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊が集結・待機・出勤準備等 応援活動に備える場所 (2) 緊急物資集配拠点 大量の調達・救援物資の受入れ場所（荷物の積み替えを行い避難所へ供給）
地域防災活動拠点	区役所（支所）：区災害対策本部の設置 消防署（出張所）：消火・救急・救助活動 環境事業所：ごみ・し尿処理等清掃活動 土木事務所：緊急道路等応急復旧活動 水道営業所：応急給水・復旧活動 保健所：地域医療活動拠点、地域での医療活動の総括・支援

資料：「名古屋市地域防災計画」より作成